

# AIUの環境汚染賠償責任保険

事業総合賠償責任保険  
 施設環境汚染特約

施設型

AIU INSURANCE COMPANY



## 事故が発生したときは

万一事故が発生した場合は、遅滞なく、取扱代理店または弊社にご連絡のうえ、その後の対応についてご相談ください。また、損害の防止・軽減に必要な手段を講じるとともに、他人から損害賠償または求償を受けることができる場合は、その権利の保全・行使に必要な手続きを行ってください。

なお、被害者との間で損害賠償額等を決定（示談）する場合は、必ず事前にご連絡ください。弊社とご相談いただきながら、貴社で自身で相手方と示談交渉を進めていただくこととなります。

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。ご契約に際しましては、事前に、重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）を必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しております。

引受保険会社

**AIU損害保険株式会社**

〒130-8560 東京都墨田区錦糸 1-2-4 アルカウエスト  
<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先：03-3216-6611

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

B45-172（B-003132 2016-02） 3-14 8M （TF）

お問合せ・お申込みは

2013年4月1日以降 補償開始契約用

# 企業の環境リスク対策をサポートします

環境汚染に対する法律が厳格化し、社会的な意識が高まっています。  
安定した企業経営には的確な環境リスク対策が不可欠な時代になりました。  
環境汚染の中には長年にわたり徐々に拡大していくものもあります。  
様々な予防策を講じて、その有効性が確認できるのは何十年も経過してからとなるため  
企業を取り巻く環境リスクは複雑です。

企業が抱える環境リスク

2010年4月に改正された土壌汚染対策法により、環境汚染に対する法的規制が厳格化しています。

環境関連法令の厳格化

土地買収を行うビジネスにおいて、貴社に直接原因のない環境汚染によるトラブルにまきこまれる可能性があります。

土地取引を巡るトラブル

社会の環境問題に対する意識の高まりにより、企業の環境への取り組み姿勢が、直接経営に影響します。

社会的な意識の高まり

## ケース① 工場周辺の住民に健康被害が発生。住民がメーカーを相手取り訴訟を提起。

地域密着型の優良メーカーとして地元で長年経営をしていた化学品メーカー。  
汚染物質には特に注意し、常に基準値内での使用を守ってきたが、長年の使用により、蓄積された汚染物質は基準値を超え、工場周辺の住民に健康被害が発生してしまった。



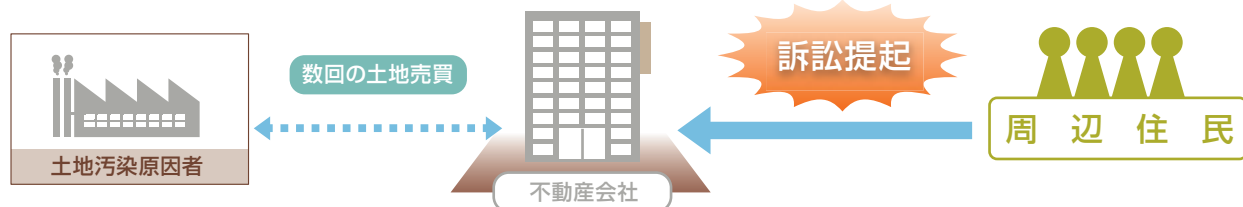
**ポイント** 環境汚染は汚染物質の長年の蓄積により徐々に汚染が拡大し、ある時健康被害の発生などによって顕在化することに特徴があります。

**法令の厳格化** 所有者として法律上の環境汚染賠償リスクを負います。  
また法令の厳格化により将来思わぬ賠償リスクを負う可能性があります。

**意識の高まり** 環境意識の高まりによる、社会的責任の追及を受け、消費者の信用を失います。

## ケース② 賃貸マンションの敷地の土壌汚染が発覚。行政が浄化措置命令を下す一方、マンション周辺の住民が不動産会社を相手取り訴訟を提起。

賃貸マンション周辺で環境汚染の懸念があるとして土壌汚染調査を行った結果、基準値を超える汚染物質が検出され、さらなる健康被害の懸念があることから、行政が浄化措置命令を下した。加えてマンション周辺の住民が賃貸マンションの所有者である不動産会社に対し、健康被害に対する損害賠償の訴訟を提起した。



**ポイント** 土地の汚染に関しては、汚染原因者でなくても「所有者」として法律上の賠償責任を負うことがあります。

**土地取引を巡るトラブル** 取引の対象となる土地の汚染に関しては、従前の所有者が原因であっても所有者が汚染リスクを負担することを求められる場合があります。土地の過去の利用履歴によっては思わぬリスクを背負い込むことになります。

# 環境汚染賠償責任保険の補償内容①

環境汚染賠償責任保険は、  
企業が抱える環境リスクに対するソリューションを提供します。

環境汚染賠償責任保険の特長

蓄積性の汚染事故も補償

突発性の汚染事故に加え、長年にわたって蓄積された汚染による事故も補償する保険です。

住民対策としての機能

公害防止協定や環境保全協定で指定されている損害賠償資金の確保の手段としてお役に立ちます。

多彩な補償内容

身体の障害や財物の滅失、汚損等のみならず、使用不能損害・漁業権侵害による損害・汚染浄化費用等に対応できます。

対象となる事業・施設

業種や事業規模に関わらず、環境汚染のリスクがある事業者様にご加入いただけます。  
ご契約にあたり、保険の対象とされる施設をご指定いただけます。

製造工場

化学製品、電子製品、自動車部品、めっき、食品加工など

産廃処理施設

最終処分場、中間処理場、焼却、リサイクル再生など

その他施設

オフィスビル・居住用ビル、老人ホーム、医療施設、倉庫など

保険金をお支払いする主な場合

施設から生じた環境汚染により、第三者に身体の障害または財物の損壊等が発生し、被保険者に対して損害賠償請求が提起された場合に保険金をお支払いします。

事故例

- 工場が爆発し、環境汚染が広がり近隣住民に健康被害を与えてしまった。
- 知らないうちに有害物質を含む汚染水を排出し続けていたため、徐々に農業用水に汚染が広がり農作物に損害を与えてしまった。
- 環境汚染により工業用水を汚染し、周辺の工場で地下水が使えなくなってしまった。
- 環境汚染により河川を汚染し、漁業権・入漁権を侵害してしまった。
- 環境汚染を発生させ、法令により地方自治体から汚染浄化費用の支出を命じられた。

お支払いする保険金の種類

被保険者が負担する次の損害賠償金および費用を保険金としてお支払いします【注1】【注2】。

損害賠償金

被保険者が被害者に対して支払う損害賠償金。ただし、損害賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除してお支払いします。  
なお、環境汚染のため被保険者が法令（条例を含みます。）の規定により命じられ支出した汚染浄化費用は損害賠償金に含まれます。ただし、弊社の書面による同意を得て支出したものに限りです。

損害拡大防止軽減費用【注4】

損害の拡大防止または軽減のために支出した費用のうち、次の費用  
●身体の障害を被った者の応急手当・護送に要した費用  
●支出につきあらかじめ弊社の書面による同意を得た費用



求償権保全費用

他人から損害賠償または求償を受けることができる場合、その権利の保全・行使のために支出した必要または有益な費用



争訟費用【注3】【注4】

損害賠償責任に関する争訟（訴訟、仲裁、調停、和解等）について支出した訴訟費用や弁護士費用などの費用



協力費用【注4】

弊社による賠償請求の解決に協力するために支出した費用



【注1】弊社がお支払いする保険金の額は、一賠償請求につき、次の算式により算出した額とします。ただし、保険金額をお支払いの限度とします。

お支払いする保険金の額 = { ( [損害賠償金] + [費用] ) - [自己負担額(免責金額)] } × [縮小支払割合]

保険金額、自己負担額(免責金額)および縮小支払割合は、保険証券に記載の額および割合とします。

【注2】損害の軽減や求償権保全の義務を怠った場合は、損害の防止軽減または求償できたと認められる額を控除してお支払いします。

【注3】費用の支出にあたっては弊社の書面による同意が必要です。

【注4】費用を支出した後に貴社に法律上の損害賠償責任がないことが判明した場合においても、保険金をお支払いします。

ご契約の手順

ステップ① 必要書類のご提出

ご契約にあたっては、次の書類・資料をご用意ください。

| 必ずご提出いただく書類                                                                                                  | 必要に応じてご提出いただく書類                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 弊社所定の告知書<br><input type="checkbox"/> 会社案内<br><input type="checkbox"/> 業務内容の詳細が分かる資料 | <input type="checkbox"/> 決算書など財務諸表（過去3期分）<br><input type="checkbox"/> 過去3年間の排水・排気に関する分析値<br><input type="checkbox"/> 施設配置図 など |

ステップ② お引受けの可能性がある場合、弊社からのお見積書を提示

【ご注意】

内容により、追加の情報をご依頼する場合があります。  
次の場合、ステップ①で環境エンジニアリングサーベイが必要と判断することがあり、その際は最終見積りのご提示までに2〜3か月を要することがあります。

- ☐ 排水・排気の分析値が環境基準値を超過している場合
- ☐ ご提出いただく資料に、最新の施設状況が反映されていない場合
- ☐ その他弊社が環境エンジニアリングサーベイが必要と判断する場合

ステップ③ 保険契約の締結

※ご契約を継続いただく場合も、上記とほぼ同様の手続きが必要となります。

用語のご説明

|   |        |                                                                                                                                         |
|---|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| い | 一賠償請求  | 賠償請求の時・場所・賠償請求者の数にかかわらず、同一のまたは関連した環境汚染に起因して提起されたすべての賠償請求をいいます。また、一賠償請求となるすべての賠償請求は、最初の賠償請求がなされた時にすべての賠償請求が提起されたものとみなします。                |
| お | 汚染浄化費用 | 環境汚染が発生した場合において、流出、溢（いっしゅつ）出もしくは漏出し、または排出された汚染物質の拡散防止、捕収回収、焼却処理、沈降処理、覆土処理、客土処理、密閉処理、乳化分散処理または中和処理等に要する費用をいいます。                          |
|   | 汚染物質   | 固体状、液体状、気体状のまたは熱を帯びた刺激物質・汚染物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。                                                   |
| か | 環境汚染   | 流出、溢（いっしゅつ）出もしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表・土壌中、大気中または海・川・地下水等の水面・水中に存在し、かつ他人の身体への障害または他人の財物の損壊等が発生するおそれがある状態をいいます。ただし、かび、微生物、細菌等に起因するものを含まません |
| き | 記名被保険者 | 保険証券の記名被保険者欄に記載された方をいい、この保険の補償を受けられる方をいいます。                                                                                             |
| さ | 財物の損壊等 | 財物の滅失、毀損（きそん）、汚損もしくは使用不能、または漁業権・入漁権の侵害をいいます。ただし、環境汚染のため被保険者が法令（条例を含みます。）の規定により汚染浄化費用の支出を命じられた場合には、財物の損壊等があったものとみなします。                   |
| し | 施設     | 被保険者が所有、使用または管理する、保険証券に記載された施設をいいます。                                                                                                    |
|   | 縮小支払割合 | 損害の額を縮小して保険金をお支払いする場合に適用する割合をいいます。                                                                                                      |
| ひ | 身体への障害 | 人の身体への傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。                                                                                                |
|   | 被保険者   | この保険の補償を受けられる方をいいます。この保険では、記名被保険者（役員および従業員を含みます。）および保険証券の追加被保険者欄に記載された方となります。                                                           |
| ほ | 保険期間   | 保険のご契約期間をいいます。                                                                                                                          |
|   | 保険金額   | 弊社がお支払いする保険金の支払限度額をいいます。                                                                                                                |

# 環境汚染賠償責任保険のご説明（詳細）

## 保険金をお支払いする主な場合

記名被保険者の事業に関連して、保険証券記載の施設から生じた日本国内で発生した環境汚染による他人の身体の障害または財物の損壊等について、保険期間中に被保険者に対して賠償請求※1が提起された場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。【注1】【注2】

【注1】遡及日の設定がある場合※2は、その遡及日以降に発生した環境汚染に対して提起された賠償請求に限り、保険金をお支払いします。  
【注2】保険契約が継続されなかった場合または所定の事由により保険契約を弊社が解除した場合で、保険期間終了日（解除の場合は、解除日）までに、所定の追加保険料をお支払いいただいたときは、保険期間終了日（解除の場合は、解除日）前に発生した環境汚染により延長通知期間中※3に提起された賠償請求について、その賠償請求は保険期間終了日（解除の場合は、解除日）に提起されたものとみなして保険金をお支払いします。

※1 環境汚染のため被保険者が法令（条例を含みます。）の規定により汚染浄化費用の支出を命じられた場合には、法令の規定に基づく汚染浄化命令またはこれに準ずるものの受理をもって、賠償請求がなされたものとみなします。  
※2 遡及日設定特約がセットされた場合をいい、遡及日は、保険証券に記載の日とします。  
※3 延長通知期間とは、保険証券に記載の期間をいいます。

## お支払いする保険金の種類

被保険者が負担する次の（1）損害賠償金および（2）費用を、保険金としてお支払いします。この場合において弊社がお支払いする保険金の額は、一賠償請求につき、次の算式により算出した額とします。ただし、保険金額をお支払いの限度とします。

【算式】  
**お支払いする保険金の額＝{（（1）損害賠償金＋（2）費用）※－自己負担額（免責金額）}×縮小支払割合**  
※損害の軽減や求償権保全の義務を怠った場合は、損害の防止軽減または求償できたと認められる額を控除します。

保険金額、自己負担額（免責金額）および縮小支払割合は、保険証券に記載の額および割合とします。なお、お支払いする保険金の総額は、保険期間を通じて、すべての支払保険金を合算して保険証券に記載の保険金額を限度とします。

- （1）損害賠償金  
被保険者が被害者に対して支払う損害賠償金。ただし、損害賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除してお支払いします。  
なお、環境汚染のため被保険者が法令（条例を含みます。）の規定により命じられ支出した汚染浄化費用は損害賠償金に含まれます。ただし、弊社の書面による同意を得て支出したものに限りです。
- （2）費用
- ①損害拡大防止軽減費用  
損害の拡大防止または軽減のために被保険者が支出した費用のうち、次の費用  
◇身体の障害を被った者の応急手当・護送に要した費用  
◇支出につきあらかじめ弊社の書面による同意を得た費用
  - ②求償権保全費用  
他人から損害賠償または求償を受けることができる場合、その権利の保全・行使に必要な手続きのために被保険者が支出した必要または有益な費用
  - ③協力費用  
弊社による賠償請求の解決に協力するために、被保険者が支出した費用
  - ④争訟費用  
損害賠償責任に関する争訟（訴訟、仲裁、調停、和解等をいいます。）について、被保険者が支出した訴訟費用、弁護士費用などの費用。ただし、弊社の書面による同意を得て支出したものに限りです。

これらの費用のうち、①損害拡大防止軽減費用、③協力費用、④争訟費用については、被保険者に法律上の損害賠償責任がないことが判明した場合においても、保険金をお支払いします。

## 保険金をお支払いできない主な場合

- 次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。
  - ◇保険契約者または記名被保険者の故意
  - ◇記名被保険者以外の被保険者の故意。ただし、保険金をお支払いできない場合は、その被保険者が被る損害に限りです。
  - ◇保険契約者または被保険者の故意による法令違反
  - ◇戦争、変乱、暴動、騒擾（そうじょう）または労働争議
  - ◇地震、噴火、洪水、高潮または津波
  - ◇原子核反応または原子核の崩壊。ただし、医学的、科学的、産業的に利用されるラジオ・アイソトープ（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびそれらの化合物・含有物を含みません。）による場合を除きます。
  - ◇酸性雨（雪または霧等を含みます。）
  - ◇被保険者に対してなされた差止め請求
  - ◇テロリズム行為
  - ◇施設内の環境汚染に対する汚染浄化費用の支出 など

- 次の環境汚染または損害賠償責任によって被る損害に対しては、保険金をお支払いできません。
  - ◇次の施設または財物による環境汚染
    - ✓石油・天然ガス・その他の鉱物または蒸気・温水を地中から採取・採掘するための施設
    - ✓海洋施設
    - ✓被保険者が所有、使用または管理する航空機、船舶または自動車
    - ✓被保険者の占有を離れた商品・飲食物
    - ✓被保険者の占有を離れ施設外にある廃棄物（排水・排気によらないもの）・その他の財物
    - ✓地下貯蔵タンク。ただし、保険期間開始時に撤去されている地下貯蔵タンクを除きます。
    - ✓被保険者が保険期間中に使用・管理しなくなった施設
  - ◇石綿、石綿を含む製品または建築物・構築物等に塗布された鉛を含む塗料による環境汚染。ただし、これらによる環境汚染について、土壌および地下水の浄化のための汚染浄化費用は保険金のお支払対象となります。
  - ◇初年度契約の締結の際に、初年度契約の保険期間開始前に発生していた環境汚染（その原因となる事故を含みます。）について、被保険者のうち環境保全の責任を有する者が、賠償請求提起の可能性を知っていた場合または合理的に見すべきだった場合における、その環境汚染または環境汚染の原因となる事故による損害賠償責任
  - ◇保険期間開始前に提起されていた賠償請求の原因となる環境汚染と同一または関連した環境汚染によって負担する損害賠償責任
  - ◇被保険者と他人との間の特別な約定によって加重された損害賠償責任
  - ◇被保険者の役員または従業員が記名被保険者の業務に従事中に環境汚染にさらされた結果、被った身体の障害による損害賠償責任
  - ◇被保険者が所有、使用、管理する財物の滅失、毀損（きそん）、汚損または使用不能について、その財物に対し正当な権利を有する者に対する損害賠償責任
  - ◇悪臭、騒音、振動、土地の沈下・隆起・移動または日照不良による損害賠償責任
  - ◇不動産価格の下落による損害賠償責任
  - ◇施設内で生じた他人の身体の障害または財物の損壊等に対する損害賠償責任 など